

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	1 9 4 0 - 2 8 6 - 9 9 5 6 - 5	仕 様 書 番 号
偵察ボート（8人乗）	G E - F 1 9 4 0 0 8 K	
	作 成	平成 2 1 年 1 0 月 1 5 日
	変 更	令和 7 年 4 月 1 4 日
	作成部隊等名	補給統制本部 施設部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品の8人乗りのインフレータブルボート（以下，“器材”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造業者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

N D S Z 8 0 1 1 角形銘板

b) 仕様書

G E - F 2 8 0 5 0 3 げん外機（偵察ボート8人乗用）

G E - L 4 2 2 0 0 1 救命胴衣

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

船舶安全法（昭和8年法律第11号）

小型船舶安全規則（昭和49年運輸省令第36号）

海上衝突予防法（昭和52年6月1日法律第62号）

2 一般的事項

一般的事項は、次による。

- この器材は，“船舶安全法”（以下，“安全法”という。）及び“小型船舶安全規則”（以下，“安全規則”という。）に適合し、製品としての安全性及び信頼性が十分に立証された製品とする。
- この器材は、日本小型船舶検査機構（以下，“J C I”という。）によって、予備検査に合格した製品とする。

c) この仕様書に規定していない事項は、製造業者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 構成

構成は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

なお、数量は、器材1セット分とする。

表1－構成

番号	品名	数量	規定
1	ボート本体	1	－
2	げん外機（偵察ボート 8人乗用）	1	GE-F280503による。 なお、別途調達とする。（以下，“げん外 機”という。）
3	夜間航海灯	一式	調達品目表による。
4	救命胴衣	8	GE-L422001による。 なお、別途調達とする。

3.3 性能等

性能等は、調達品目表による。

3.4 塗装

塗装は、黒のつや消しを標準とする。また、附属品についても、安全規則で指定されている場合を除き、努めて黒を基調とした目立たない色を使用する。

3.5 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の2.3及び図2のc)によるほか、次による。

- NDS Z 8011に示す1種銘板を表示する。
- 附属品箱（収納袋）及び予備品箱の適当な箇所に、物品管理区分標識を表示し、蓋の内側（収納袋は外側）に、NDS Z 8011に示す4種銘板を表示する。

4 品質保証

4.1 成績表・証明書

安全法に基づく、JCIの小型船舶成績表又は社内検査証明書などによる。

4.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

6 その他の指示

6.1 附属品・予備品

附属品及び予備品は、製造業者が規定する仕様及び社内規格による標準附属品並びに標準予備品とするほか、調達品目表による。

6.2 納入書類

6.2.1 添付書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、器材一式ごとに**表2**の書類を添付する。

表2－添付書類

番号	名称	数量	媒体種類	摘要
1	取扱説明書	1	紙	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の7.1 a) , 7.2 a) 及び7.3 a) による。日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料（第1種）	1	紙	
3	部品表（第1種）	1	紙	
4	予備検査合格証明書	1	紙	J I C から交付を受けたものとする。

6.2.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品納入時、陸上自衛隊補給統制本部施設部に**表3**の書類を提出する。ただし、**表3**の番号5を除き、過去に納入実績があり、前回納入時と変更のない場合は、省略してもよい。

表3－提出書類

番号	名称	数量	媒体種類	摘要
1	取扱説明書	1	紙	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の7.1 a) , 7.2 a) 及び7.3 a) による。日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料（第1種）	1	紙	
3	部品表（第1種）	1	紙	
4	完成品写真	一式	紙	四方写し（前後左右）
5	試験成績書	一式	紙	製造業者が規定する社内規格による検査成績書に代えてもよい。

6.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の8.3による。

調 達 品 目 表

調達要求番号		作成部隊等名	補給統制本部 施設部
調達要求年月日	令和 年 月 日	作成年月日	令和 7年 4月 14日
仕様書番号	GE-F194008K		

1 調達品目

品名	カタログ製品名 ^{a)}	注記
インフレーターブート	ZODIAC社製 FC470 アキレス株式会社製 JE-470II SILLINGER社製 470SRD 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	8人乗
注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。		

2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

- この器材は、ボート本体に40馬力以上のげん外機を搭載することによって、905 kg積載状態において、20ノット以上の航行性能を発揮する。
- ボート本体は、複数のキールをもち、20ノットからの旋回においても安定した運行が可能な構造とする。
- ボート本体は、高速運行時においても、波飛沫防止カバーが不要な構造とする。
- この器材は、ボート本体にげん外機（GE-F280503）及び夜間航海灯をボート本体の改造を伴うことなく取り付けることが可能であり、強固な固定を容易に実施が可能な構造とする。
- ボート本体は、複数の独立した気室から成り、1つの気室が損傷を受けても航行が可能な構造とする。
- ボート本体全気室への空気充填は、給気口のどの箇所からでも一括で可能とし、空気圧ゲージの確認を要せずに実施が可能な構造とする。
- この器材は、ボート本体の各気室に空気を充填した状態で、地面に対し水平に設置することが可能であり、かつ、海岸に上陸したとき、破損しづらい構造とする。
- ボート本体は、前後左右からえい航及び転覆復旧に使用が可能な強固なリングを13個以上もつ。
- ボート本体に、両手で掴むことが可能で、かつ、ボート本体を最小4か所で支え、運搬することが可能な強固な取っ手を8個以上もつ構造とする。
- ボート本体は、向かい波への衝突及び追い波からの落下に耐える構造とする。
- ボート本体は、耐摩擦・耐候性に優れた安全（掴み）索をもつ構造とする。
- ボート本体内部に調達品目表の4の番号14の設置が可能な構造とする。
- ボート本体の寸法及び質量は、次による。
 - 長さは、5200 mm以下とする。
 - 幅は、1900 mm以下とする。
 - 質量は、150 kg以下とする。

調 達 品 目 表（続き）

- n) ボート本体の各気室は、空気圧 5 0 0 m b a r 以上になる場合は、空気が抜け破損を防止する。
- o) ボート本体のバルブは、乗船時に行動を阻害することがなく、破損しづらい構造とする。
- p) 空気充填の給気箇所は、常に確認が可能な位置に取り付ける。
- q) ボート本体は、隣接したボートと容易に固定が可能とする。
- r) ボート本体にオールを容易に固定が可能な構造とする。
- s) 夜間航海灯は、次による。

番号	品名		規定
1	形状及び取付け		隊員の動線，げん外機（GE-F280503）の操だ，灯火の視認性などを考慮した構造とする。
2	表面処理		電源を除き，防水，防腐などの処理を施す。
3	灯火	白灯	安全規則に基づく，小型船舶用法定備品一般船（旅客定員 12 名以下の船舶）の基準を満たすほか，“海上衝突予防法”の第 22 条の基準を満たす。
4		両色灯	
5	航海用レーダー反射器（レーダーリフレクタ）		
6	航海灯マスト	3 分割式マスト	
7		マスト受け	a) ボート本体のトランサムボード左端に，ボルトによって固定が可能とする。 b) 20ノット以上の高速航行や急速旋回においてもマストを強固に支える強度とする。
8		固定具	マスト及びマスト受けを固定するためのボルト，ナットなどとし，トランサムボードのボルト穴からボート内への浸水を防止可能とする。
9		スイッチ	白灯，両色灯の点灯及び消灯が可能とする。
10		電気コード	白灯及び両色灯に電気の供給が可能なソケット付ケーブルとする。
11	バッテリーボックス	防水ケース	a) 電気供給機能付きとする。 b) 取っ手は握り付きとする。
12		防水コンセント	防水ケースから白灯及び両色灯に電気供給が可能なコンセントをもつ。
13		バッテリー	白灯及び両色灯に対し，6 時間以上の全灯点灯の電気供給が可能な製品とする。

調 達 品 目 表（続き）

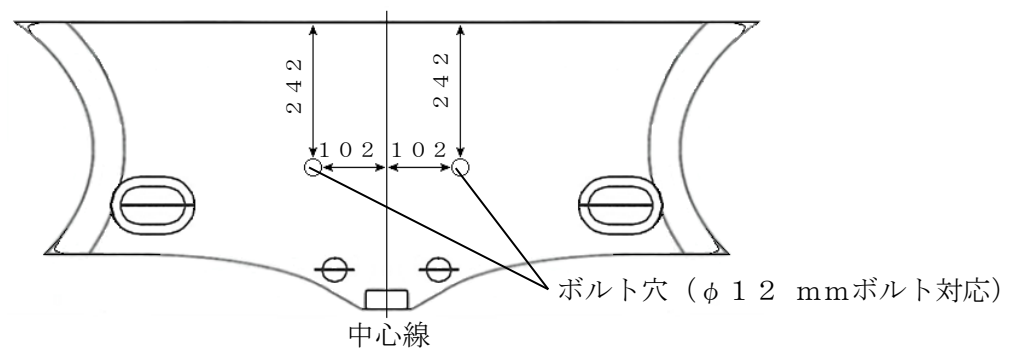
3 付加機能

性能等のほか，以下の構造を付加する。ただし，既に製品に含まれているものについては，これを除く。

- a) 8人の乗員が，船体（気室部）を抱え込む体勢のときに掴まるための取っ手を，既存の取っ手8個を基準に，船体側のフロアボードに近い高さに8個取り付ける。なお，取っ手の形状は，既存の取っ手と同じ形状とする。
- b) ボート本体のトランサムボードに，補強板（スターンブラケット）及び図1によるげん外機固定用ボルト（ $\phi 12\text{ mm}$ ）に対応したボルト穴を備える。

なお，ボルト穴内側には，同色のコーキング用塗料を塗布する。

単位 mm



注記 この図は，構造の一例を示すもので，特定のモデルを示すものではない。
 なお，寸法については，ボルト穴の中心からの数値とし，標準を示す。

図1－げん外機固定用ボルト穴

4 附属品

附属品は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，次による。

番号	品名	数量	規定
1	係船索（ロープ）	一式	安全規則に適合する法定備品とする。
2	アンカー	一式	
3	索（ロープ）	一式	
4	救命浮環	一式	
5	小型船舶用信号紅炎	一式	
6	バケツ	一式	
7	音響信号器具（笛）	一式	
8	黒色球形形象物	2組	
9	ボート収納袋	一式	製造業者が規定する仕様及び社内規格による。
10	フットポンプ	2組	
11	修理キット（修理用具）	一式	

調 達 品 目 表（続き）

番号	品名	数量	規定
1 2	オール	一式	製造業者が規定する仕様及び社内規格による。
1 3	つり上金具	一式	
1 4	アルミニウム製フロアボード	一式	
1 5	ストリング（フロアボード留め金具）	一式	ボート本体に番号 1 4 を堅固に固定が可能とする。
1 6	げん外機固定用金具	一式	げん外機取付用とし、 $\phi 12$ mmのスターンブラケットボルト、ワッシャ及びナットとする。
1 7	圧力計	一式	気室内の空気圧を測定が可能とする。
1 8	コンプレッサ	一式	ボート本体に適合し、かつ、搬送が容易な製品とするほか、次による。 a) 原動機 ガソリン又はディーゼルエンジン b) 空気量 68 L/min以上 c) 制御圧力 0.8 MPa～1.0 MPa d) 出力 0.7 kW以上 e) 乾燥質量 50 kg以下
1 9	附属品箱（収納袋）	一式	番号 1 8 を除き、それぞれを適当に分割し、収納が可能とする。

5 予備品

予備品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

番号	品名	数量	規定
1	エアバルブ	4	製造業者が規定する仕様及び社内規格による。
2	予備品箱	1	予備品の収納が可能とする。